

【北方町】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	1,540	1,535	1,496	1,471	1,452
② 予備機を含む 整備上限台数	1,770				
③ 整備台数 (予備機除く)	1,540				
④ ③のうち 基金事業によるもの	1,540				
⑤ 累積更新率	100%	100%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	230				
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	230				
⑧ 予備機整備率	15%				

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：1,673台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 50台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託 : 1,623台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者に再使用・再資源化を委託 : 0台
- ・その他() : 0台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

・自治体の職員が行う

・処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和7年7月 処分事業者 選定

令和7年4月 新規購入端末の使用開始

令和7年9月 使用済端末の事業者への引き渡し

○その他特記事項

G I G A第1期のタブレットも故障等が増えてきており、現状の1人1台環境を早急に改善する必要があるため令和6年度に端末整備を行い令和7年度4月より使用を開始する。